

2023年10月12日
東京商工会議所

基本的な考え方

1923年9月1日の関東大震災から100年の節目を迎え、改めて大規模災害への警鐘が鳴らされており、事業者は緊張感を高めている。また近年では、首都直下地震や激甚化・頻発化する風水害といった自然災害に加え、感染症・サイバー攻撃・紛争等、事業者を取り巻くリスクは多岐にわたっている。自然災害が頻発し、また国際情勢が不安定化するなか、住民および事業者の安全・安心を確保できる、強靱（レジリエント）で持続可能な都市「東京」の早急な構築を求める声が高まっている。

政府は2020年12月、123対策・15兆円規模からなる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、取組みの加速化・深化を図るとともに、地方公共団体等の災害対応力強化や流域治水の推進等、各省庁においても、防災・減災対策を着実に進めている。また東京都においても2022年12月、総事業規模15兆円にのぼる「TOKYO強靱化プロジェクト～『100年先も安心』を目指して～」を策定し、2040年代に目指す強靱化された東京の姿を明らかにしたうえで、5つの危機と複合災害に対して取り組むべき事業をとりまとめている。

あらゆる危機事象に対応するには、災害・リスク対策や国土強靱化対策のステップアップが必要であり、事業者においても事業継続に向けた備えが必要不可欠である。そのためには、各々の住民・事業者が自ら危機を再認識した上で、「自助・共助・公助」のあるべき姿を社会全体で共有し、自律的な対策を推進する必要がある。

当所では、かねてから「自助・共助」の取組みの底上げが必要と主張してきた。とりわけ、企業においては、顧客や取引先等との共存共栄を図るという意識の下、強靱なサプライチェーン、すなわち「強い輪」の構築に向けた防災活動の強化を図ることが重要である。そのためにも、年齢や国籍等に関わらず、相互扶助のもと強固な地域コミュニティを形成する必要がある。

行政の災害対策への需要は無尽蔵に膨らみがちな一方、対応資源は限られている。従って、「自助・共助」により「公助」への需要を減らし、「公助」は広く国民に便益をもたらす取組みや真に必要な取組みに重点化していくことが必要である。

その際、民間の知恵と工夫を活用した、官民連携による取組みが不可欠である。災害・リスク対策、国土強靱化に貢献する民間企業の意欲的な取組みを促す施策を展開することにより、官民の持ち味を生かした対策を推進することが、社会全体のレジリエンス強化につながる。

以上のような考え方のもと、東京都におかれては、政府や他の地方公共団体との緊密な連携の下、以下の政策課題に迅速かつ着実に取組まれたい。当所としても、中小企業の災害・リスク対策の促進に向けて自ら行動するとともに、最大限の協力を行う所存である。

目次

基本的な考え方	1
I. 重点要望項目（新規）	3
1. オールハザード型 BCP 策定の促進	3
2. 有事を想定した危機管理体制の整備	4
II. 重点要望項目（継続）	6
1. 関東大震災 100 年を契機とした首都直下地震対策の展開	6
2. 頻発化・激甚化する風水害に備えた流域治水等の推進	10
3. 企業等の自助・共助の活性化、公助における民の力の活用	11
4. 迅速かつ効果的な情報収集・共有の実施	13
III. 継続要望項目	15
1. 迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備	15
2. レジリエントなまちづくり	16
3. 災害・リスクに対する社会的意識の向上	18

I. 重点要望項目（新規）

1. オールハザード型 BCP 策定の促進

都内の多くの地域に影響が及ぶ水害や首都直下地震、富士山噴火等の自然災害をはじめ、感染症・サイバー攻撃・紛争等、事業者を取り巻くリスクは、多様化・複合化している。こうした状況のなか、事業者においてはあらゆる危機事象に備えた対策が必要不可欠である。危機事象発生に対する備えとして、事業者には策定が推奨されている事業継続計画(BCP)であるが、これまでは地震や風水害、感染症といったリスクごとに経営資源の被害を想定し、事業継続の方策を整理するものが主流であった。しかしながら前述の通り、事業者を取り巻くリスクは多岐にわたっているため、リスクの想定には限界がある。あわせて、想定されるリスクと経営資源の想定被害の組み合わせが膨大となるため、訓練や計画見直しに複雑な対応を迫られる等、従来型の BCP には課題が多いとの指摘もある。

一方のオールハザード型 BCP は、個別の災害や特定のリスクといった危機事象発生の原因ではなく、地域や個社別に重視するリスクを考慮したうえで、危機事象の発生によって結果として生じる経営資源の毀損、例えば、従業員の出勤停止、停電、仕入先の被災による部品調達不足等に着眼して整理を行う BCP である。この考え方に立てば、想定外のリスクで危機事象が発生した場合でも、経営資源の毀損を前提に対策を立てているため、BCP が有効に機能するものと考えられる。

こうした前提のもと、従来型 BCP からオールハザード型 BCP への転換を図るべく、事業者によるオールハザード型 BCP の策定を強力に促進すべきである。

①オールハザード型 BCP 策定の必要性・重要性の周知

2019年に新型コロナウイルス感染症が発生したのち、全世界的に感染が拡大し、パンデミックとなったことは記憶に新しい。わが国においても、感染拡大に伴う事業者を取り巻く経営環境の変化等により、帝国データバンクの調査によると、2023年9月29日時点で新型コロナウイルス関連倒産が全国で6,761件判明している。予期せぬリスクが生じた際においても従業員を守り、そして事業を継続するためには、緊急事態への備えとして、あらゆるリスクに耐えられる想定をしたオールハザード型 BCP の策定が重要であることは言うまでもない。

一方で、本年8月にとりまとめた当所会員へのアンケート調査結果では、BCP策定済企業のうち、あらゆる災害・リスクに対応したオールハザード型を想定しているのは、わずか12.8%に留まっている。オールハザード型 BCP の必要性や重要性について、十分に認識がされていない可能性が高い。

あらゆるリスクに対して事業継続力を強化する観点から、オールハザード型 BCP の必要性や重要性、取組みの好事例について分かりやすい形での周知を強化することで、事業者の理解促進を図るべきである。

②従来型 BCP からオールハザード型 BCP への転換推進

人員や資力に余裕のない中小企業・小規模事業者にとってこそ、平時からの備えが重要であるが、BCP策定のノウハウに乏しいため、優先順位が低くなってしまいう傾向にある。

当所会員へのアンケート調査でも、BCP策定の課題として「具体的な策定方法が分から

ない」を挙げる事業者が 36.0%となった。BCP 策定の意欲はあるものの、スキルやノウハウの点で苦慮している事業者が多いものと推察される。また、同調査で「行政に強化・拡充を望む災害・リスク対策に係る施策」を尋ねたところ、「あらゆる災害・リスクに対する BCP 策定支援」と回答した事業者が 36.6%にのぼり、前回調査の 19.5%から大きく増加している。オールハザード型 BCP 策定への関心は高まっているものの、策定に踏み切れない事業者が多い状況であり、いまこそ行政からの支援が求められている。

東京都は、中小企業の総合的・中核的な支援機関である東京都中小企業振興公社（以下、振興公社とする）において、BCP 策定支援ポータルサイトを運営しており、BCP の概要やその必要性について説明するとともに、振興公社が実施している BCP 策定支援事業の具体的なサービスを紹介している。また、実際に都内中小企業が BCP を策定した事例の紹介をはじめ、BCP 策定事業者へのインタビューも複数掲載されており、これから BCP を策定しようとする事業者にとって参考となる有益な情報を提供している。BCP 策定について知り、実際に策定し、必要な設備を導入して組織に定着させる、といった各ステップを丁寧にフォローできるメニュー構成となっており、事業者が BCP を策定する際の強力な後押しとなっていることから、複合的な策定支援事業については今後も継続されたい。

一方で、前述の通り、事業者を取り巻くリスクが多岐にわたる現代において、想定リスクごとに BCP を策定する従来の方法では実効性に限界がある。このため、オールハザードアプローチの視点を盛り込んだ支援を充実させることにより、すでに BCP を策定している事業者を対象として従来型 BCP からオールハザード型 BCP への転換を推進すべきである。

なお、当所ではオールハザード型 BCP の必要性や具体的な策定方法等について、小規模事業者や初めて策定する方でも分かりやすい形で解説するガイドブックを制作中であり、今年度中を目途に、HP 上で公表して広く周知を図る予定としている。当所でもオールハザード型 BCP の普及促進に向けて、策定支援に取り組んでいく所存である。

2. 有事を想定した危機管理体制の整備

2022 年 2 月、ロシアがウクライナへの侵攻を開始した。これにより、国連安全保障理事会の常任理事国の 1 つであるロシアにより、武力行使の一般的禁止等の国際社会の原則が破られたとともに、国際秩序の根幹を揺るがす事態に発展している。ロシアのウクライナ侵攻は、既存の国際秩序に対する力による挑戦であり、欧州特有の課題ではなく、アジアを含めた世界中のどこにおいても生じ得る課題となった。

また、わが国を取りまく安全保障環境においては、戦後最も厳しい状況にあるとの指摘もある。例えば、北朝鮮は前例のない頻度で弾道ミサイルの発射等を繰り返し、2022 年 10 月には弾道ミサイルが日本上空を通過、11 月には弾道ミサイルが日本の排他的経済水域内へ着弾した。また同国は、戦術核兵器の大量生産や核弾頭保有量を急激に増やす方針を明確にしている。日本政府は、立て続けに全国瞬時警報システム（以下、Jアラートとする）を発出し、北朝鮮を日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威と表現している。

わが国においては、想定しうる外部からの武力攻撃事態等に対応するため、2003 年に事態対処法、2004 年には国民保護法が成立し、国民の命や財産を守る仕組みである国民保護を実施するための基本的な法制が整備された。足元では防衛力強化の視点から防衛費の予算が積み増しされている。外部からの武力攻撃に際しては、国全体として万全の態勢を整

備するとともに、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施することとなっている。国民保護の実効性を更に高めていく観点から、あらゆる有事を想定して、国および東京都、区市町村による連携を強化するとともに、実践的な対策を実施しながら、危機管理体制を整備していく必要がある。

一方で、当所会員へのアンケート調査によると、「戦争・紛争等」「テロやミサイル攻撃等」といったリスクに対して、BCPの中で想定している割合が1割未満となる等、多くの事業者では有事への備えができていないのが実態である。

①ミサイル攻撃を想定したシェルターの在り方や設置基準等の検討およびシェルター整備促進

近年、北朝鮮はミサイル発射をかつてない高い頻度で繰り返している。また、わが国の周辺においても有事が想定される地域が存在しており、首都・東京にミサイルが飛来する可能性もゼロとは言い切れない状況となっている。

国は国民保護法に基づき、都道府県に対してミサイル攻撃の爆風等からの直接被害を軽減する緊急一時避難施設の指定を求めている。東京都においては2023年3月時点で4,017施設を指定し、東京の定住人口約1,400万人分の施設を確保していると言われていたが、都内に勤務している従業員等を加えた昼間人口約1,700万人分の確保には至っていない。緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難施設であるが、想定されているのは1～2時間程度の一時避難であり、食料品等の備蓄が無い場合、長引く事態への対応は難しい。また、核ミサイル等を想定した場合にも十分な安全性が確保されるかどうか定かではなく、不安が残るとの声も聞かれる。

緊急一時避難施設は爆風や爆発による飛来物等の被害を想定しているが、核ミサイル等による更に甚大な被害が発生する事態を想定し、住民および事業者を守るシェルターの在り方や設置基準等について検討されたい。具体的には、緊急一時避難施設に指定されている地下鉄駅の活用方法をはじめ、中長期的な避難を余儀なくされた場合に必要な設備等について、様々な視点から調査・検討を行うことが肝要である。

また、公共施設はもちろんのこと、商業施設や住宅等におけるシェルター整備について、官民を挙げて推し進める必要がある。シェルター整備については海外が先行しており、台湾では人口の3倍超を収容できるシェルターを備えていると言われていた。東京都においてもシェルター設置を加速化する観点から、ビルを新築・建替える際の設置費や、既存の建物をシェルターに指定した際の維持管理費の補助等により、シェルター整備を推進されたい。

②緊急一時避難施設の周知および地下施設の指定加速化

東京都においては公共施設や地下鉄駅はもちろんのこと、民間事業者の理解を得ながら商業施設の地下部分等を含め、緊急一時避難施設の確保に努めている。爆風からの被害を軽減して住民の命を守るため、強い危機感を持って指定を進めていることは、大変心強い。しかしながら、ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動については住民の理解が進んでおらず、また緊急一時避難施設についても認知度が低い状況である。住民にとって分かりやすいように表現を工夫しながら、周知を強化する必要がある。

また、核ミサイル等を想定した場合に、より高い爆風軽減効果が期待できるのは地下施設であると言われている。シェルターの整備促進はもちろんのこと、既存の地下施設を活用して緊急一時避難施設を確保することも必要である。東京都においては、民間施設を含め、地下施設における緊急一時避難施設の指定を加速化させ、住民および事業者の安全・安心の確保に努められたい。

Ⅱ. 重点要望項目（継続）

1. 関東大震災 100 年を契機とした首都直下地震対策の展開

①太陽光発電や蓄電池、燃料電池の導入支援等電力の確保推進、通信ネットワークの整備、無電柱化

首都直下地震の発生時に、被害を軽減し、迅速な復旧・復興活動を実現するためには、電力・通信をはじめとしたライフラインの強靱化が不可欠である。

2022年5月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定においては、身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相として、インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き等が時系列で示されたが、このなかで、発災後は広範囲での停電や、携帯基地局の電源枯渇、通信設備への被害による不通が発生することが想定されている。

2022年3月に発生した福島県沖地震では、火力発電所の停止により、電力の需給バランスが崩れ、東京都内で約70万軒という大規模な停電が発生した。我が国の経済を支える首都圏においては、電力の安定供給や通信の確保は重要な課題である。

東京都は、TOKYO強靱化プロジェクトにおいて、「災害時の電力・通信・データ不安を解消する」ことを掲げている。また、電力に関して、エネルギーの安定確保と気候危機への対応のため、電力を減らす・創る・蓄める（HTT）をキーワードに、家庭や事業者に対する支援メニューの展開や周知啓発を行っている。

電力の確保にあたっては、とりわけ避難所や医療施設等、災害時に重要な役割を担う施設における対策が急務である。文部科学省の調査によれば、避難所に指定されている都内の公立学校（小中学校、高等学校、特別支援学校）の非常用発電機保有割合は60.9%

（2019年4月時点）である。避難所の電源確保について、太陽光発電やLPガス発電等を組み合わせたマイクログリッドの導入等も含め、官民連携で早急に進められたい。

加えて、災害時にも必要な電力を確保できるよう、カーボンニュートラルにも資する太陽光パネルや蓄電池等の設置に係る費用負担への財政支援の拡充や、自ら発電する機能を持つ燃料電池の普及促進、非常用電源としても活用できる電気自動車・燃料電池自動車等ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）普及のための導入支援ならびに充電・充填設備等インフラの早期整備が必要である。

さらに、エネルギー拠点の分散配置と省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入・利用の拡大が必要である。特に都心や自立分散型郊外都市においては、熱効率に優れたコージェネレーションシステム等の導入をはじめ、複数の建物間で熱エネルギーを融通しあう地域冷暖房等の面的なエネルギー利用を図ることが望ましい。災害時業務継続施設整備事業やスマートエネルギーネットワーク構築事業等によるインフラ整備を推進されたい。

一方、本質的な解決策は電力安定供給の確保である。首都圏の電力需要を支える火力発電所は東京湾に集中していることから、首都直下地震が発生した場合、火力発電所のほぼ

全てが運転停止となる可能性も指摘されている。その際、GX との両立を図るためには、原子力発電の再稼働促進や大手電力会社間で電力の融通を行うための送電網整備等、電力システムの強靱化が極めて重要であり、その推進に向けて、住民・事業者の意識醸成を図ることが必要である。

また、通信の確保にあたっては、5G をはじめとした情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じた強靱・高速・大容量のネットワークの構築や、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）の検討等の取組みを強化することが重要である。

なお、電力・通信の確保に向けては、無電柱化も有効である。しかし、東京23区の無電柱化率は国土交通省の調査において2021年度末時点の道路延長ベースで約8%と、海外主要都市と比較して依然として低い状況にある。東京都は2021年6月に改定した東京都無電柱化計画において、整備対象全線の2040年代の整備完了に向けた年間の整備規模倍増等を掲げており、迅速に整備を進めることが重要である。

なお、無電柱化の推進にあたっては、第一次緊急輸送道路や環状七号線の内側エリア等、必要性の高い区間から重点的に事業を進めていく必要がある。あわせて、避難施設等へ向かう主要な生活道路等における無電柱化も重要である。区市町村の防災生活道路等においても、防災生活道路機能維持事業等を通じ、無電柱化を推進されたい。加えて、既存の道路における無電柱化は、地域住民の理解と協力が不可欠である。

まちづくりの観点からの地域住民発案による無電柱化等、好事例についても周知することにより、民間発案による無電柱化の横展開に向けた取組みも検討すべきである。

②実効性ある帰宅困難者対策の推進

2012年に制定された東京都帰宅困難者対策条例では、都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水・食料その他災害時における必要な物資の備蓄、従業員との連絡手段の確保等を努力義務としている。しかしながら、鉄道等公共交通機関の耐震化やスマートフォンの普及、デジタル技術の進展等、社会状況に変化が見られることから、内閣府や東京都等から構成される首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議では、3日間の一斉帰宅抑制の原則を維持しつつ、柔軟性のある帰宅困難者対策について検討が進められている。

当所会員へのアンケート調査では、帰宅困難者対策条例について努力義務の内容を含めて知っているという回答した企業は34.7%に留まる。大地震発生時の適切な行動を促すためには、日頃からの情報提供を通じて、一斉帰宅抑制に対する正しい理解と認知度向上を図ることが重要である。企業はもとより、家庭や学校等様々なチャンネルを通じた平時からの周知啓発を一層強化されたい。

また、各企業やその従業員は、発災時、被害状況や公共交通機関、道路等の交通状況、一時滞在施設の開設状況等について速やかな情報提供を求めている。民間企業の提供するアプリケーション等とも連携し、デジタル技術も活用した情報収集・提供手段を検討されたい。

あわせて、一時滞在施設においては、円滑な受入れや混雑状況のリアルタイムでの把握につなげるため、受入れの際の手続きをデジタル化することが必要である。感染症拡大中

の間診票の取得や、受入期間中の食料等の配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等についてもデジタル技術を活用して実施することが、民間一時滞在施設の運営負担軽減の観点からも有効である。加えて、鉄道が早期に運行再開した際には、帰宅を支援することも検討されている。各企業は、従業員の安全を最優先に帰宅を判断する必要があることから、分散帰宅を促す際の判断基準等を示すことが、混乱回避の観点からも望ましい。

③民間一時滞在施設のリスクを解消・低減する措置の実施、事業者が協力しやすくなる制度の確立

首都直下地震発生時には、行き場のない帰宅困難者が約 66 万人発生すると想定されている。こうした帰宅困難者を受入れる一時滞在施設は、本年 1 月時点で約 44.8 万人分確保されているものの、引き続き、民間事業者の協力を得て確保を進めていくことが喫緊の課題である。

一方、余震等で建物が壊れ、受入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかとの懸念から、民間事業者の施設提供は困難になっている。2019 年に行った当所会員へのアンケート調査で「一時滞在施設としての協力は困難」と回答した企業に尋ねたところ、「一時滞在施設の増加には、損害賠償責任が免責となる制度の創設が有効」(67.2%)、「協定を締結した区が保険加入することで損害賠償を補償する制度の創設が有効」(43.6%)という声が寄せられた。

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（2015 年 2 月）において、一時滞在施設の確保及び運営のガイドラインが改定され、内閣府が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためには、そのリスクを解消、低減する措置が必要である。

また、大規模災害の発生時に一時滞在施設を見つけやすいことも重要である。しかしながら、現状では一時滞在施設を示す統一のマークが存在しておらず、避難所等の施設との区別が難しい状況となっている。帰宅困難者が一時滞在施設を円滑に利用できるように、一時滞在施設を表す統一のマークの作成を行うべきである。加えて、九都県市首脳会議は本年 7 月に国に対して、首都圏における地震防災対策等の充実強化に関する提案書を提出した。このなかで、受入れた帰宅困難者のための 3 日分の備蓄に対する財政措置や、一時滞在施設の運営に際して事業者が負担した費用について、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること、一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減等の措置、「むやみに移動を開始せず、安全な場所にとどまる」という発災時の原則を周知徹底させること、帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について広域搬送等の具体的なオペレーションの検討を進めることを提案している。上記の提案が実現されるよう国に対して継続的に働きかけられたい。

④他の事業者の備蓄品保管に提供した場所等の固定資産税・都市計画税の減免

帰宅困難者対策条例では都内の事業者に対して、従業員の一斉帰宅抑制のために 3 日分の飲料水・食料・その他災害時における必要な物資の備蓄を努力義務としているが、当所会員へのアンケート調査では、3 日以上従業員向け備蓄をしている事業者の割合は、飲料水で 49.7%、食料で 44.5%、災害用トイレで 31.8%に留まっている。

東京都が共助の観点から推奨する外部の帰宅困難者向けの備蓄をしている事業者の割合は、飲料水・食料・災害用トイレのいずれも2割に満たない数字となっている。当所が過去に行ったアンケート調査によれば、「備蓄なし」と回答した事業者の約3割は「備蓄の保管スペースを確保することが難しい」ことを理由として挙げており、実際に備蓄品の置き場所に困っているという声もあることから、備蓄状況の改善には保管スペースの問題を解決することが有効と考えられる。そのため、オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合は、固定資産税・都市計画税の減免対象とするよう検討されたい。

⑤行政と協定を締結した民間一時滞在施設に対する支援の拡充

一時滞在施設の運営については、発災時には安全面を含む実効性を確保することが不可欠であることから、民間の一時滞在施設の管理者があらかじめ施設の開設手順や備蓄品の配布、施設の安全確認等について専門的知識やノウハウを習得しておく必要がある。

民間一時滞在施設の開設・運営に係るアドバイザー支援事業は、民間一時滞在施設にとって有意義な事業であることから、拡充されることを望む。また、発災時には負傷した帰宅困難者を受入れることも想定されるため、発災時における民間一時滞在施設への医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の派遣についても検討されたい。その際、医療従事者や医療に必要な設備・機材等の輸送にあたって民間の力を活用する等、柔軟な対応を検討されたい。

⑥斜線制限・日影規制の緩和等中小ビル・木造住宅密集地域対策の推進

2022年5月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、特定緊急輸送道路沿道建築物や住宅等における過去10年間の取組みにより、人的・物的被害の想定が減少したことが示された。しかし、火災による危険性が高い木造住宅密集地域については、依然として多くの地域が不燃領域率70%に届いていない。2022年4月と8月には木造建物の密集地域である北九州市の旦過市場で大規模な火災が相次いだが、東京の木造住宅や中小ビルの密集地も同様のリスクを抱えており、各地域の事業者からは懸念の声が寄せられている。とりわけ、多くの在勤者を抱える都心部においては、老朽化した中小規模のビルの耐震改修・建替えを早急に進める必要がある。また、企業の事業継続と従業員の安全確保の観点から、老朽化した工場や店舗等の耐震化も重要である。

各種規制や既存テナントの退去に係る費用負担等から、ビル所有者が耐震改修・建替えに二の足を踏まないよう高さ制限や斜線制限・日影規制、駐車場の附置義務、容積率の緩和（容積率の別敷地評価を含む）のほか、助成制度・税制支援の一体的な推進等を積極的に検討されたい。

なお、取組みにあたっては、国や東京都、区市町村との緊密な連携を図り、例えば、下町の風情や木造の良さを残すエリアにおいては、外壁や外構に難燃化の技術を活用した木材を取り入れる等、地域の特性に応じた魅力的な街並みを維持・形成しつつ不燃化対策を行っていくことも必要である。

あわせて、地域特性を踏まえた小型送水車や小型ホース延長車の重点配備や、デジタル技術を活用したAR訓練機器等の導入による初期消火能力の向上等の備えを図られたい。

⑦エレベーター閉じ込めに備えた対策

東京都が公表している首都直下地震の被害想定では、エレベーターの閉じ込めが課題となっている。同被害想定によれば、直下型地震では地震時管制運転装置が機能せず最寄り階に停止できない、ドアの振動を開放状態と認識しロックしてしまう等の要因により、都内のエレベーター約 16.6 万台のうち、最大約 2.2 万台とおよそ 8 台のうち 1 台が非常停止する可能性があるとしている。加えて、運転再開や扉の開放を行うエレベーターの保守業者も、多数の閉じ込めが同時に発生することで速やかな救助ができない可能性がある。

東京都は、東京とどまるマンション（旧東京都 LCP 住宅）の登録・公開制度等において、非常用電源・防災対策を講じたマンションの普及に取り組んでおり、停電時にも自宅での生活を継続できるよう一層の周知が必要である。

一方、閉じ込めに対しては、これらの対策だけでは不十分であることから、防災キャビネットの設置やエレベーター閉じ込めを想定した救出作業講習会・訓練等、自助・共助の対策について区市町村とも連携し支援するとともに、1 ビル 1 台復旧の考え方の周知啓発を行うことが必要である。加えて、国土交通省によるエレベーターの防災対策改修事業について、その活用を促すべく広く周知されたい。

2. 頻発化・激甚化する風水害に備えた流域治水等の推進

①流域治水・高台まちづくりの推進

気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域治水や高台まちづくり等、ハード・ソフト両面からの取組みを加速していく必要がある。

東京都は、目黒川水系・呑川水系・古川水系等において、城南地区河川外 3 河川流域治水プロジェクトを策定し、調節池や護岸の整備等を進めており、こうした取組みを着実に推進されたい。加えて、環状七号線地下広域調節池は、白子川地下調節池と神田川・環状七号線地下調節池の機能を相互に融通でき、時間 100 ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨に対しても高い効果を発揮することから、大変重要な事業である。

また、海拔ゼロメートル地帯をはじめとした地域においては、垂直避難可能な建物や水没地域外への避難路の整備を求める声が、事業者からも寄せられている。高層の建物や避難スペースの整備等と、スーパー堤防等を組み合わせた高台まちづくりを、国と東京都の連携のもと推進することが重要である。

その際、地域の賑わい創出に向けて、オープンカフェやイベント広場としての利用等河川空間のオープン化や防災船着場の活用を促進する等、平時からの付加価値の高い災害・リスク対策の実現を梃子として取組むことが重要である。

こうした取組みの加速化にあたっては、国や他の地方公共団体、事業者等との緊密な連携が不可欠である。流域治水協議会を通じ国や他の地方公共団体と積極的に連携するとともに、種々の対策について住民や事業者に対して広く周知されたい。

②広域避難・垂直避難等大規模風水害対策の着実な実施

大規模水害時の避難については、2022年3月の広域避難計画策定支援ガイドラインの取りまとめを踏まえ、内閣府と東京都を座長とする首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会が設置され、広域避難先の開設・運営、避難手段・誘導、情報発信・伝

達の3つの観点から具体的な検討が行われている。

同ガイドラインでは、いわゆる分散避難の考え方に基づく複数の避難行動パターンを組み合わせた検討を踏まえ、行政で避難先の確保が必要な広域避難者を約74万人と試算している。しかしながら、この試算結果は各住民が適切な避難行動をとることが前提である。地方公共団体等との連携のもと、平時から住民・事業者等への周知徹底を図り、事前の対策を促すことで、実効性を高めることが重要である。

加えて、大規模風水害が見込まれる場合の情報提供のあり方について、2021年の当所会員へのアンケート調査では、「空振りでもいいから、早めに情報提供してほしい」(77.3%)「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域一括で情報提供してほしい」(76.7%)との回答が多くあがった。このような企業の声を十分に踏まえた計画策定や情報提供、周知啓発等が必要である。

また、首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会の資料によると、災害時の情報収集手段について、「テレビ」との回答が各年代において最多であったが、当所の会員企業へのアンケート調査では、「SNSを除くインターネット」との回答が77.1%と最多であった。風水害が予想される際の情報発信においては、住民や事業者、来街者といった情報の受け手側の特性の違いを考慮したうえで、複数手段を効果的に組み合わせる必要がある。なお、住民・事業者が発災時の避難情報等を理解し、適切な行動をとるためには、平時からの取組みが不可欠であることを重ねて強調したい。

3. 企業等の自助・共助の活性化、公助における民の力の活用

①BCP策定・訓練の促進（BCPIに基づく行動をとるための実践的な訓練等）

大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、事業者が顧客や取引先、ひいては社会に対する責務としてBCPやタイムラインを策定し、訓練を実施することで強い輪を構築する必要がある。

当所会員へのアンケート調査では、BCPの策定率は35.0%に留まる。とりわけ、中小企業のBCP策定率は27.6%と、大企業の71.4%に対して低い割合となっている。また、BCP策定の課題として「具体的な策定方法が分からない」を挙げる事業者が36.0%を占めており、特に経営資源が限られる中小企業においては、公的支援策やガイドライン等資料の整備がBCP策定の促進に必要不可欠である。

東京都は振興公社において、BCP策定支援ポータルサイトの運営をはじめ、様々なBCP策定支援事業を実施している。複合的な策定支援事業を展開しており、事業者がBCPを策定する際の強力な後押しとなっていることから、今後も継続されたい。また、より多くの企業が本事業を活用するよう、さらなる拡充を図るとともに、周知を一層強化する必要がある。

あわせて、企業等によるBCP策定や更新、訓練等の促進にあたっては、金融機関の融資における利率等の優遇や原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等のインセンティブ拡充、助成制度創設も有効であり、東京都による積極的な取組みが必要である。その際、BCP策定が企業価値向上に資する取組みであるという視点や意識の醸成も必要である。

加えて、内閣府および中小企業庁等のBCP策定ガイドの周知や地方公共団体および商工

会議所等の経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象としたBCPやマイ・タイムライン等の策定支援講座を実施していくことも重要である。

さらに、当所会員へのアンケート調査で発注時に取引先に対してBCPを取引条件にしたり、策定を指導したり、有無を確認しているか尋ねたところ、約9割の企業がいずれも行っていないとの回答であった。サプライチェーンをはじめとした共助に基づくBCP策定を推進すべく、事業者がBCP策定支援を行った場合のインセンティブを設ける等、企業間さらには産官学の連携を高める措置も検討されたい。その際、パートナーシップを強化する観点が必要であり、中小企業にとって過度な負担とならないよう配慮されたい。

BCP やタイムラインについて、最も重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。同調査では、BCP策定済企業の約7割が見直しを、また約5割が訓練を実施しており、こうした取組みを後押しする施策も必要である。なお、最新のAI技術を活用したシミュレーション等により被害状況を可視化することで、個々人の危機意識の醸成を図り、災害を自分事として捉えて訓練に参加してもらうことも重要である。

②企業や地域の防災力向上に資するリーダー人材育成

近年の災害の激甚化・頻発化により、有事の際に公助が行き届かない可能性があることから、自助・共助で対応する必要性が高まっている。そのため、各企業や各地域において、災害・リスク対策を身近なものとし、自助・共助の要となるリーダー人材を育成していくことが必要である。

2022年の当所会員へのアンケート調査によると、防災士や危機管理士等防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は12.3%（大企業21.5%、中小企業8.3%）であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業はあわせて62.2%にのぼり、かつ大企業63.3%、中小企業61.9%と企業規模問わず高い割合となった。

企業における防災人材の育成は、各企業の事業継続はもとより、地域の防災力向上にも寄与するものである。東京都においては、区市町村や企業・団体等による研修等の機会の充実・拡大を強力に支援されたい。あわせて、経営資源が不足する中小企業においては、費用負担が取組みの障害とならないよう、講習受講や資格取得の費用補助等、支援を行っていくことも必要である。

なお、東京都は2022年3月より事業所防災リーダー制度を開始し、あらかじめ登録した各企業の事業所防災リーダーと直接つながり、平時から情報発信を行っている。一方で、当所会員へのアンケート調査では、事業所防災リーダーを「内容を含めて把握している」はわずか6.3%であり、より積極的な広報を推進されたい。また、企業の災害・リスク対策の実効性向上には、リーダーとなる人材のスキルアップが必要であり、防災訓練の参加促進や防災知識の向上に資する情報提供等の取組みを推進されたい。その際、同制度における情報管理者の役割についても検討が必要である。

③発災時における民間企業のノウハウ・資源の活用

災害時には公助の資源に限られることから、民間のノウハウ・資源を有効に活用することが重要である。民間企業や業界団体等では、事業を通じて培ったノウハウをもとに、国

や区市町村と連携し、復旧・復興活動に協力している。

関東地方整備局は災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社を認定し公表しており、「認定を受けることで、災害に強い会社であることを対外的にアピールできた」との声も寄せられている。より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくとともに、災害対策用設備導入への支援を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務等の協定（災害協定）締結を通じて事前に協力会社を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

2018年の西日本豪雨では、早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では36協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第33条（災害時の時間外労働等に関する規定）の適用を円滑に受け取ることができたとの声が寄せられた。今後とも、災害対応という非常に多忙を極める企業の状況をしっかりと確認したうえでの適切な対応をお願いしたい。

また、トラック運送業においても、地方公共団体等との協力に基づき、災害時の物資輸送や支援物資の差配、また、平時には備蓄品の消費期限等の管理を行っている例がある。首都直下地震等の発災時に、復旧作業のための特殊車両の通行に関して、被災地域への、または被災地域からの貨物の運搬等である場合には、通行許可手続きを最優先で行う等の措置がとられているが、より迅速な復旧作業のため、有事の際にはこうした規制を柔軟に緩和されたい。特に大規模な物流施設や大型トラックの駐車場は環状七号線の外側に立地が進んでいるが、発災時に円滑な物資輸送ができるよう、事前に民間企業等との協定等により車両の通行ができるようにすることも必要である。

また、重要インフラの復旧や物資の緊急輸送等を担う民間企業においては、災害時、首都圏以外からの応援車両の手配等が必要となる場合がある。現在、東京都においては、粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の走行は禁止されているが、被害の軽減や迅速な復旧のため、災害時にはこうした車両の通行規制を緩和することが必要であり、官民による事前調整が求められる。

さらに、災害時には娯楽業等、通常通りの営業ができなくなる業種もある。そうした業種では、例えば大規模な駐車場を、車中泊ができる避難場所として開放する等の取組みも検討されている。企業がこうした取組みを行うにあたり、法的責任や金銭的負担等が軽減されるよう最大限配慮いただきたい。

加えて、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、各企業の災害リスクにあわせた保険・共済の加入を一層促進する等、官民の連携により、被害軽減につながる有用な情報提供を積極的に行なっていくことが重要である。

4. 迅速かつ効果的な情報収集・共有の実施

①災害・リスク対策におけるデジタル活用

住民・事業者が迅速かつ効果的な情報収集を実現するには、災害・リスク対策のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が急務である。

東京都は、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況等を円滑に収集し、帰宅困難者に対してリアルタイムに情報を発信するオペレーションシステムの構築を進めてい

る。本システムは帰宅困難者や滞留者に情報発信することで適切な避難行動を促し、人命を守る上で重要な役割を果たすものであり、早期運用に向けて取組まれない。なお、帰宅困難者受入れ時の書面についてデジタル化を求める声が事業者から挙がっている。東京都が所定のウェブ入力フォームを作成し、オペレーションシステムと連動させることで、一時滞在施設における円滑な受入れ対応につながるとともに、一時滞在施設収容者の人数や属性の迅速な把握につながることから、オペレーションシステムとあわせて構築することを検討されたい。加えて、感染症拡大中の問診票の取得や、受入期間中の食料等の配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等についてもデジタル技術を活用して実施することが、民間一時滞在施設の運営負担軽減の観点からも有効である。

また、帰宅困難者以外の対策においても、デジタル技術を一層活用し、高度化・効率化を図っていくことが求められる。例えば、高潮や河川の増水による水位変動の把握や予測、防潮堤や水門等のドローンによる迅速な点検、火山噴火による降灰予測、インフラの維持管理、多機能を備えたスマートポールによるデータ収集・分析・発信等において、デジタル技術を積極的に活用することが重要である。

そのほか、災害時に情報を発信する主体が、報道機関・インフラ関連企業・自治体など多岐にわたるため、住民・事業者からは「必要な情報をスムーズに収集することが難しい」との声も挙がっている。当所会員へのアンケート調査でも、「行政に強化・拡充を望む災害・リスク対策に係る施策」を尋ねたところ、「ワンストップやプッシュ型の情報提供」が24.1%となり、前回調査から大幅に増加している。住民・事業者が包括的に情報収集できるよう、デジタルを活用した一元的なプラットフォームの構築も検討されたい。

②防災情報の活用における官民連携促進、防災産業の育成

気候変動を踏まえた災害対応の推進に向けては、国や地方公共団体はもとより、社会の様々な関係者が災害・リスク対策に関わっていくことが必要である。とりわけ、行政と民間企業がそれぞれの持ち味を活かして効果的に連携することが重要である。

自然災害の激甚化・頻発化等の危機に対応する優れた製品や技術の開発・改良・実用化を促す安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業や防災関連の展示商談会については、企業間や産学官の連携による防災技術開発の発展はもとより、今後も拡大が見込まれる防災関連市場において、中小企業の活力を都市防災力の向上に活かすことが期待できる。こうした取組みを通じて、防災に関する産業の育成を図られたい。

また、民間企業においては、SNSの情報をAIが分析し、災害の情報を迅速に把握できるシステムや浸水等の状況をリアルタイムで把握するシステム等、災害・リスク対策に資するシステム等の開発が進展しており、国や地方公共団体が、災害対応にあたってこれらを一定程度活用することで、迅速な災害対応につなげることも可能である。

こうした民間企業の製品やサービスの活用を広く進めていくことで、防災産業の育成を図り、社会全体の災害・リスク対策のレベルアップを目指すことが重要である。

③ハザードマップのユニバーサルデザイン化

被害が想定されるエリアや避難する場所等を示したハザードマップは、原則として区市町村ごとに作成されているが、住民や事業者が災害へ備えるために重要な情報である。一

方で、利用者の特性、例えば視覚障害や日本語が読めない外国人には対応していないケースも多く、ハザードマップに示している情報へのアクセスが困難となる場合もある。あらゆる方が避難行動に必要なハザードマップ情報を活用できるよう、ハザードマップのユニバーサルデザイン化に向けて、区市町村による情報の音声読み上げ機能の追加や多言語対応等の取組みを強力に後押しされたい。

Ⅲ. 継続要望項目

1. 迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備

社会経済の複雑化に伴い、災害発生直後からの被災地域の再建・復興を重視した総合的な対策を推進し、的確な計画のもとに迅速な復興を図ることが社会的に求められている。そのためにも、被災後に迅速かつ円滑に復旧・復興活動を行うための体制整備が不可欠である。

①緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進、復旧活動等を行う車両の通行規制の緩和、物流施設の災害・リスク対策、再整備の促進

- ・耐震改修促進法や耐震化推進条例に基づく所有者等への安全性確保の指導・指示
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進（税制面の後押し、容積率許可制度の活用による建替えの促進等）
- ・常時対応可能な道路啓開体制の構築と実効性の確保
- ・大規模災害時にも機能する物流の構築（施設の耐震性強化、自家発電等防災設備の設置、浸水対策促進、新たな物流施設の整備、老朽化した物流施設の再整備、機能更新に対する税制上・財政上の支援拡充、免震倉庫の普及に対する支援措置の創設）
- ・多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築
- ・BCP 策定における荷主と物流事業者の連携促進
- ・都市計画・土地区画整理事業・スマートインターチェンジの設置等による郊外部への大規模物流施設の立地誘導

②地域防災力の向上に資する活動の強化（消防団・自主防災組織等の強化等）

- ・消防団の機能強化（団員の確保、装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化、消防署等と連携した訓練の推進等）
- ・消防団に協力する事業所に対する評価制度等の周知強化
- ・防災組織の設立推進・活動支援（事務局機能のサポート、防災組織を構成する事業者・学校等への防災用通信機器の設置等）
- ・消防水利の確保（経年劣化した防火水槽の補強、深井戸の整備等）
- ・初期消火力の強化（防災訓練実施、消火器の使用方法等の習得促進等）
- ・区市町村との連携（BCP 策定等の支援強化、発災時の応援要員派遣、相互応援に関する協定の締結先との交流・情報交換）
- ・防災・危機管理に関する知識・経験を有する人材採用促進
- ・身近な地域コミュニティの形成（常日頃からの顔の見える関係構築、定期的なイベント等を活用した行政と住民・事業者が直接コミュニケーションを図る機会の創出）

③東京都における都市の事前復興の取組み促進

- ・事前復興の周知啓発
- ・東京都震災復興マニュアルの不断の見直し、訓練の実施等による実効性向上
- ・復興まちづくりのための事前準備ガイドラインに沿った区市町村における復興事前準備の一層の推進

2. レジリエントなまちづくり

災害やリスクが多様化・複雑化するなか、危機事象が発生した場合においても、安全・安心が確保されたまちであることが重要である。安全で回復力のある持続可能な都市空間を実現し、住民・事業者が安心して生活できるまちづくりを進める必要がある。

①陸・海・空の主要な交通施設の強化

- ・特定緊急輸送道路等の幹線道路に係る橋梁の耐震性・耐荷性・耐久性向上・橋梁事業費を縮減する長寿命化工事の着実な実施
- ・首都圏三環状道路の整備推進、ストック効果の早期発現
- ・都市の防災・安全性の向上に資する連続立体交差事業の推進
- ・鉄道の高架線や高架駅、橋梁の耐震化
- ・東京港における耐震強化岸壁の整備、高潮対策、非常用電源・電気設備の浸水対策
- ・東京湾岸に集積する火力発電所や製油所のバックアップ機能向上（広域パイプラインや内陸型発電所の整備、石油コンビナートの耐震化、石油製品備蓄の分散化等）
- ・羽田空港における滑走路等の耐震化・液状化対策

②インフラ老朽化対策の推進

- ・予防保全型管理の考え方に基づく橋梁・トンネル・下水道管の老朽化対策推進
- ・メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの観点も踏まえた戦略的なインフラマネジメント
- ・インフラ老朽化対策の重要性に係る住民の理解促進を目的としたメンテナンスの生産性向上、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場への挑戦といった取組みや成功事例等の発信

③下水道施設の耐震化・浸水対策の推進

- ・下水道管渠等の施設の耐震化
- ・下水道浸水対策計画 2022 に基づく早期の整備実施
- ・下水道管老朽化対策の着実な実施
- ・下水道液状化対策としての防災施設等と緊急輸送道路等を結ぶ道路のマンホールの浮上抑制優先実施

④地下街の浸水対策・耐震化等の推進

- ・地下街の安心避難対策ガイドラインの周知

- ・地下街の防災対策のための計画策定促進
- ・耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策
- ・位置情報等を活用した誘導設備の導入等に要する補助

⑤老朽マンションの再生・耐震化・解体撤去の促進

- ・改正マンション建替円滑化法の「除却の必要性に係る認定対象拡充」に係る周知啓発
- ・マンションの耐震化・再生・解体撤去の促進（マンション建替えの決議要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）の迅速な緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外、マンション建替円滑化法による敷地売却決議要件の緩和、現行法では全員同意が必要な建物および敷地の一括売却を一定の賛成率で行うことを可能とする仕組みの検討、区分所有者の建替え費用軽減のための建築規制の緩和による容積率の拡大、同一敷地ではなくマンション建替え用の用地を別途手当てして当該用地を利用した建替え等の実現に向けた国への働きかけ）

⑥空き家対策・所有者不明土地対策・森林経営管理制度の推進

- ・空き家利活用等区市町村支援事業等の着実な遂行
- ・区市町村に対する技術的な助言
- ・地域福利増進事業の利用促進に向けた周知啓発
- ・「東京都意欲と能力のある林業経営者」の登録普及促進

⑦防災性の高い街区の整備促進

- ・公園や広場、グリーンベルトの形成
- ・火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例：墨田区の白鬚東アパート）の整備
- ・木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）の検討
- ・都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体と連携した取組みの実施（用地取得の国費率の引き上げ）
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業における敷地面積最低限度の緩和

⑧感震ブレーカーの導入促進

- ・密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた地方公共団体との連携による感震ブレーカーの効果周知や費用負担の軽減
- ・夜間の発災時に備えた非常灯整備の支援

⑨盛土等土砂災害リスクへの対策推進

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく厳格な対処
- ・人工衛星による観測データ等の活用（地形の改変が行われた箇所を抽出し、広範囲において不適正盛土を効率的に把握）

⑩富士山噴火の事前対策の検討・周知

- ・富士山噴火時の降灰による影響や住民・事業者が事前に行うべき対策の検討・周知
- ・迅速な復旧に向けた降灰除去体制の構築、集積所の指定、仮置場の確保
- ・適切な降灰対策の啓蒙（降灰を水で流そうとすると固まって排水できなくなる等）

3. 災害・リスクに対する社会的意識の向上

これまでに発生した数多くの災害の教訓を踏まえ、行政・住民・事業者の全ての主体が災害・リスクに関する知識と心構えを共有し、地震・風水害・感染症等の様々な災害・リスクに備える必要がある。

①女性や高齢者、子ども、障害者、外国人等、多様な視点からの災害対策の推進

- ・防災対策を推進する女性リーダーの育成
- ・公共交通機関・公共空間のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の積極的な推進
- ・官民を挙げた心のバリアフリーの推進
- ・避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとの個別避難計画の作成推進
- ・在宅診療等を継続できる体制整備
- ・小中学校等における防災教育の継続実施、教材・資料・見学施設等の地域住民・事業者への周知・活用促進
- ・外国人の避難誘導方法の確立（東京防災や東京都防災ガイドブックの外国語版周知、サイン・ピクトグラム設置等）と民間への周知
- ・観光危機管理の手引書・教材内容の拡充や事業者等への周知強化、地方公共団体や事業者の計画策定支援
- ・観光・宿泊施設等の危機管理体制の強化（人材育成、避難訓練の徹底等）
- ・医療機関の外国語対応力の強化、医療通訳の育成
- ・宿泊施設間で往診可能な医師情報を共有する仕組みの構築
- ・外国人の日本の保険加入促進
- ・やさしい日本語や多言語化等を通じた子供や外国人をはじめ誰もが分かりやすい情報発信の強化

②複合災害にも備えた避難所等の生活環境の改善・確保（プライバシー、騒音、生活用水、トイレ、衛生環境等のQOL）

- ・生活用水利用のための容器の準備、段ボールベッド・簡易トイレの設置
- ・避難所生活での体調変化や病状悪化への配慮
- ・感染症対策、衛生管理・医療支援の体制確保
- ・避難所運営の改善に資する情報の幅広い展開（東京都建築士事務所協会の避難所モデルプランや地方公共団体の避難所運営ガイドライン等）

以上

2023年度第13号 2023年10月12日 第762回常議員会決議
--